

令和5年5月19日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 長田 周久

参事役 藤澤 孝至

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 清野 秀明

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(令和4年度下半期分)について

令和4年度下半期(令和4年10月～令和5年3月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁 内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	佐原年金事務所 特定業務職員(50代)	戒告	10月25日	年金記録の業務目的外閲覧を行い、 業務上知り得た情報を用いて私信を 送付したもの
2	本部 一般職(40代)	戒告	12月14日	正当な理由なく欠勤を繰り返したもの
3	江東年金事務所 有期雇用職員(60代)	戒告	3月20日	業務上知り得た情報を用いて私信を 送付したもの

※ 被処分者の所属・役職は行為時のもの

以 上